

## いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱基準

### 1. 趣旨

この基準は、いちご一会とちぎ国体野木町協賛取扱要項第8項の規定に基づき、協賛への謝意等に関することについて必要な事項を定める。

### 2. 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額(相当額)	謝意表明		対応者
企業・法人 団体・個人	20万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	20万円未満 10万円以上		郵送	—
	10万円未満	礼状		—

### 3. 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額 (相当額)	SNS等	報告書等	協賛品	協賛者の 呼称使用
企業 法人 団体 個人	20万円以上	協賛者リンク先 等貼付け、写真 及び記事掲載	協賛者名 記載	掲載可能 物品に全 て協賛者 名掲載	○
	20万円未満 10万円以上	協賛者ロゴ・リ ンク先貼付け			
	10万円未満	協賛者名			

#### 備考

- (1) 協賛品については、市価に金額換算して評価する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議し、上記に準じて評価する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 同一者から複数回にわたり協賛すると申出があった場合は、累積評価額により謝意を表することとする。また、贈呈式については原則として1回限りの実施とする。
- (4) SNS等へのリンク先貼付け等については、事務局にて内容確認のうえ対応する。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。  
なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に事務局に内容確認のうえ使用すること。
- (6) この基準に定められていない事項については、別途協議の上対応する。

(実施可能な企業協賛の特典内容)

- ① 協賛物品等への協賛企業・団体名等の表示
- ② SNS等での企業・団体等の紹介
- ③ 各種印刷物、配布物への企業・団体名等の表示

(使用可能な表現例)

- ・〇〇社は、第77回国民体育大会野木町開催競技を応援しています。
- ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体野木町開催〇〇競技大会の協賛企業です。
- ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体野木町開催競技を応援しています。

(使用できない表現例)

- ・〇〇社は、第77回国民体育大会を応援してます。
  - ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体の協賛企業です。
  - ・〇〇社は、いちご一会とちぎ国体を応援しています。
- ※ ・市町村や競技を限定せずに、大会全体を示す呼称は使用できません。
- ・国体開催時の競技会場内へは、市町村協賛企業名、団体名等の露出はできません。
  - ・競技会場外の敷地に協賛企業等の掲示をします。

## 協 賛 品 (例)

用 途		例 示 品 目	
広報活動用	掲示物	提供	のぼり旗、卓上のぼり旗、バナースタンドボード、横断幕、懸垂幕、カウントダウンボード、テレビ・ラジオCM、新聞・雑誌等の掲載、廃棄物回収車・バス・タクシー等への広告掲出、ステッカー等
	印刷物	提供	ポスター、チラシ、シール、マグネット等
	配布物	提供	ピンバッジ、缶バッジ、タオル、ポケットティッシュ、ボールペン、うちわ等
町民協働用	花いっぱい運動	提供	プランター、プランター用ステッカー、培養土、肥料、花苗、種子、ジョウロ、移植スコップ等
	環境美化	提供	タオル、軍手、ビニール袋等
	競技観戦	提供	スティックバルーン、メガホン等
歓迎装飾用	競技会場	提供	のぼり旗、看板、横断幕、歓迎門等
	その他	提供	タペストリー、ステッカー等
おもてなし用	競技会場	提供	飲料水、参加記念品、特産物、紙・プラコップ等
開催準備用	実行委員会	貸与	自動車・携帯電話・カラー複写機 事務用機器の貸与等
大会運営用	物品・備品	提供	スタッフ用各種ウェア（ポロシャツ・ジャンパー・帽子）
		貸与	トランシーバー、パソコン、プリンター、テント、プレハブ、仮設トイレ、カメラ、ビデオ等
	その他	提供	情報機器環境の整備、警備員・誘導員等の人材派遣等
そ の 他			実行委員会との協議によるもの